

生産緑地の追加指定申請の受付を開始しました！

▶ 生産緑地とは

生産緑地法に基づき、都市農地を計画的に保全して良好な都市環境を形成することを目的に、都市計画に定める地区です。市内の全農地面積のうち約9割が生産緑地の指定を受けています。

▶ 生産緑地に指定されると

メリット	行為制限
<ul style="list-style-type: none">固定資産税が農地課税（市街化区域畑の約1/500）相続税納税猶予制度の適用を受けられることができる	<ul style="list-style-type: none">原則農業用施設以外への転用不可30年間の肥培管理義務行為制限を解除するには、市長に買取り申出※をする必要がある

※買取り申出をするには、下記のどちらかの事由が必要です。

- ①指定から30年間経過
- ②主たる従事者の死亡または故障



▶ 追加指定について

○提出期限

令和5年5月24日（水）

○提出書類

- ①指定意向調査票
- ②農地等明細書
- ③営農概要書
- ④案内図（住宅地図の写し等）
- ⑤公図の写し
- ⑥現況写真
- ※⑦生産緑地地区指定に係る現況が農地である旨の証明
- ⑧その他（必要に応じて）

※過去に農地転用がある場合のみ

○指定スケジュール（予定）

追加希望の受付開始（2月1日）

指定に関する説明会（2月16日）

追加希望の受付締切（5月24日）

指定希望農地の調査（6月）

指定可能農地の決定（7月）

農地の権利者同意取得

都市計画決定手続き（8月～12月）

都市計画決定（令和6年1月1日）

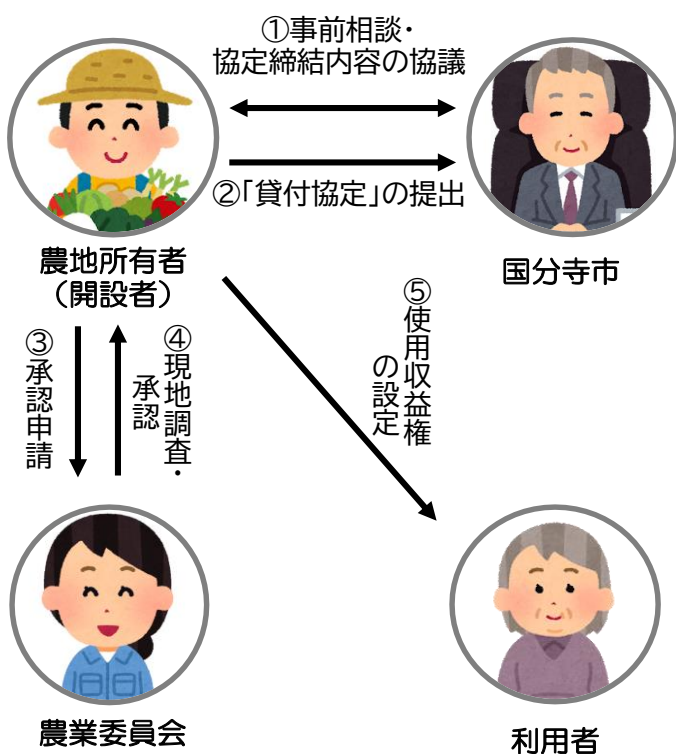
生産緑地に市民農園を開設しやすくなりました！



平成30年9月より、生産緑地で相続税納税猶予制度の適用を受けている農地についても市民農園を開設することが可能となりました。市民農園を開設中に生産緑地所有者に相続があった場合には、その相続人が市民農園を継続したまま相続税納税猶予制度の適用を受けることも可能です。

※相続人が生産緑地の買取申出をするには、貸付規程もしくは契約書等に農地所有者の従事内容を記載し、記載した作業等を実際に行い、記録等に残すことで、農地所有者が「主たる従事者」として認められる必要があります。

▶ 開設の手続き（農地所有者が自ら市民農園を開設する場合）



①事前相談・協定締結内容の協議
所有者及び市で協定内容について協議します。

②市へ「貸付協定」を提出

- 貸付協定2部
- 案内図・公図の写し（コピー可）
- 土地全部事項証明書（3か月以内の原本）
- 貸付規程（作成している場合）

③農業委員会へ承認申請

- 特定農地貸付けの承認申請書
- 貸付規程
- 市と締結した貸付協定の写し
- 案内図・公図の写し（コピー可）
- 土地全部事項証明書（3か月以内コピー可）
- 委任状 ※委任する場合のみ

④現地調査・承認

③の手続き後、農業委員・事務局による現地調査を行います。所有者の方のお立ち合いが必要です。その後農業委員会総会で議案審議し、承認を行います。

⑤使用収益権の設定

注意事項

相続税納税猶予適用農地については、別途手続きが必要となります

問い合わせ先

国分寺市役所（国分寺市戸倉1-6-1）

※生産緑地について→第二庁舎2階 まちづくり部まちづくり計画課
電話：042-325-0111（内線454）

※市民農園について→第三庁舎1階 農業委員会事務局（経済課）
電話：042-325-0111（内線394）

